

日本ビクター株式会社
代表取締役 佐藤 国彦 殿

ビクターサービスエンジニアリング(株)による

JMIUビクターアフターサービス分会への団体交渉拒否・不当労働行為事件での
早期の解決を求める要請

前略。貴社ますますご清祥のことと存じます。

さて、貴社子会社である「ビクターサービスエンジニアリング(株)近畿支社」（以下、会社）で働く「代行店」労働者が労働組合（全日本金属情報機器労働同組合＝JMIU）に加入し、会社に対して団体交渉に応じるよう求めました。しかし、会社は、「代行店らは会社が雇用する労働者ではない」などとして団体交渉を拒否する一方、組合敵視・組合脱退工作などの理不尽な姿勢を続けてきました。これに対し大阪府労働委員会は、「代行店」らの「労働者性」を明確に認定した上で、会社に団交応諾義務、謝罪文の手交など不当労働行為救済命令を下しました。

更に、この命令を不服とした会社の再審査申立でも、中央労働委員会は府労委同様、「代行店」らの「労働者性」を明確に認定、会社の団交拒否などは「労組法7条第2項に該当する不当労働行為だ」とした府労委命令は相当」との命令を2月20日付けで下しました。

これを受けて3月26日、JMIU大阪地本は会社に対して団体交渉の開催を申し入れましたが、不当にも会社はこれを拒否し、行政訴訟で争うとの態度を示しています。

音響機器メーカー老舗で一部上場企業である貴社の、その子会社である「ビクターサービスエンジニアリング(株)」に対し、行政機関である労働委員会から二度にわたってこうした命令が下されたのにもかかわらず、なおかつ不当労働行為や労使紛争が継続することになれば、同社だけでなく貴社、日本ビクター(株)の社会的信用の失墜にもつながりかねません。私たちは、会社が今回下された命令を真摯に受け止め、争議の早期解決を図るため、速やかに団体交渉に応じ、今後の円満な労使関係の構築に前向きな姿勢を示すことが、組合はもちろん会社や貴社にとっても最良の方策だと考えています。

つきましては、貴社に対して親会社としての責任ある立場から、またコンプライアンス（＝法令遵守）の観点からも、同事件の早期解決を促すため、会社が今回の中央労働委員会命令に従い速やかに団体交渉に応じ、また行政訴訟でいたずらに争議を長引かせるようなことのないようご指導・ご尽力をいただきますことを強く要請するものです。

以上

2008年 月 日

住 所

団体名

代表者